

第24回田原市市民協働まちづくり会議

日時:平成29年11月2日(木) 午後6時から

場所:田原市役所 政策会議室 (南庁舎4階)

1 あいさつ

2 議 題

田原市の市民協働まちづくり方針素案について

【資料1】【資料2】【資料3】【資料4】【資料5】【資料6】【別添】

○意見交換等

3 その他

○第25回会議:平成29年3月頃(予定)

- ・田原市の市民協働まちづくり方針素案について
- ・平成29年度の市民協働推進事業について 他

配布資料

【資料1】田原市の市民協働まちづくり方針 素案 第1章～第3章

【資料2】田原市の市民協働まちづくり方針 素案 第4章～第6章

【資料3】田原市の市民協働まちづくり方針 素案 検討資料

【資料4】田原市の市民協働まちづくり方針 素案 6つの指針に関する意見集

【資料5】田原市の市民協働まちづくり方針の素案に対する意見への対応

【資料6】田原市の市民協働まちづくり方針骨子(案)

【別添】NPO法人たはら広場(資料)

第24回田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

【委員】

番号	職名	委員氏名	役職等	備考
1	会長	みつや かつし 三矢 勝司	名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センター 研究員 NPO法人岡崎まち育てセンター・りた事務局次長	5号委員 (学識経験者)
2	副会長	すずき しょうぞう 鈴木 正三	田原市地域コミュニティ連合会理事	2号委員 (市民活動団体)
3	委員	すぎがら みわこ 鋤柄 美和子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
4	委員	すずき としひろ 鈴木 俊博	田原青年会議所専務理事	2号委員 (市民活動団体)
5	委員	さかい おさむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)
6	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
7	委員	おおかわ たかよ 大河 孝代	田原市体育協会会計	2号委員 (市民活動団体)
8	委員	おざわ みほこ 小澤 美穂子	NPO法人たはら広場	2号委員 (市民活動団体)
9	委員	やすだ ゆきお 安田 幸雄	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
10	委員	すずき てるひこ 鈴木 照彦	J A愛知みなみ代表理事専務	3号委員 (事業者の団体)
11	委員	いしかわ けいし 石川 恵史	田原市企画部長	4号委員 (市の機関)

【事務局】

企画部 企画課	大羽 浩和（課長） 河口 圭子（課長補佐兼係長） 内田 智希（主事補）
総務部 総務課	増田 直道（課長） 本多 美和（課長補佐兼係長） 森下 将光（主事）

第24回田原市市民協働まちづくり会議 配席表

平成29年11月2日（木）午後6時から
田原市役所 政策会議室（南庁舎4階）

会長 三矢 勝司

（名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センター）

（NPO 法人岡崎まち育てセンター・リタ）

副会長 鈴木 正三

（田原市地域コミュニティ連合会）

委員 小澤 美穂子
（NPO法人たはら広場）

委員 安田 幸雄
（田原市商工会）

委員 鈴木 照彦
（JA愛知みなみ）

委員 石川 恵史
（田原市企画部長）

委員 鋤柄 美和子
（公募委員）

委員 鈴木 俊博
（田原青年会議所）

委員 酒井 修
（田原市ボランティア連絡協議会）

委員 本多 智映子
（田原市文化協会）

事務局（企画課）

企画課長	課長補佐兼係長	主事補
大羽 浩和	河口 圭子	内田 智希

事務局（総務課）

総務課長	課長補佐兼係長	主事
増田 直道	本多 美和	森下 将光

出入り口

田原市の市民協働まちづくり方針 素案

第1章～第3章

平成30年3月(予定)

第1章 取組の背景と現状

(1) 市民協働のまちづくり(わたしたちみんなで取り組むまちづくり)の必要性

① 自治運営の自己決定・自己責任の拡大

- 平成12年の地方分権一括法の施行、さらに平成23年の地域主権改革一括法の施行により、国・県の関与が少なくなり、市町村が自らの意思で決定できる行政サービスの範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。
- 田原市では、市町村合併と行政改革により、行政能力の向上と効率化を図ってきました。一方、人口減少社会への対応のため、現在、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組も進めていますが、民間との連携や協働も必要とされています。今後も、各地域がその特色を充分発揮できるよう、市民との対話による地域の実情に即した施策展開が一層重要となっています。
- 「東三河広域連合」に代表される自治体間の新たな広域連携によるスケールメリットを活かし、多様化・高度化する住民ニーズに対応しつつ、行政事務のさらなる効率化を図ることも必要となっています。

② 価値観・ニーズの多様化

- 田原市は、日本一の農業産出額を誇る農業地域という面と、県内有数の工業都市という面を持ち、これらに関連するサービス業も盛んです。市民は様々な職に就き、ライフスタイル・価値観も多様化する中、時代の変化に即応した人材の活躍も期待されています。
- 近年、市民意識における社会モラルの低下や利己主義の広がりに対応するため、隣近所や地域による子どもの健全育成や高齢者への支援、防犯活動などの互助機能の充実が必要となっています。
- 遊休不動産や森林の荒廃など、当事者（事業者等）や行政だけでは解決できず、地域社会全体として取り組まなければならない課題が増加しています。
- 南海トラフの巨大地震や、ゲリラ豪雨などの予期せぬ災害が懸念される中、行政だけでなく、家庭、地域、市民活動団体、事業者それぞれが、日ごろからの防災意識を向上させ、協働で防災対策を推進し、人と人との絆づくりを促すことが重要となっています。

③ 総合計画による方向付け

- 「みんなが幸福を実現できるまち」をまちづくりの理念として新たに掲げ、市民一人ひとりの幸福の創出に主眼を置いた、10年先を見据えたまちづくり方針として、平成24年度に策定された「改定版第1次田原市総合計画」に基づき、まちづくりが進められています。
- 改定後の総合計画においても、まちづくりの方針として「参加と協働による持続可能なまちづくり」が掲げられており、その実現に取り組む必要があります。

④ 市民協働による成果向上への期待

- 全国一律の施策では地域特性に対応できないことから、地方分権による市の権限拡大

を踏まえ、市民が望む満足度の高いサービスの実現手法として、国の誘導策や補助金を前提とせず、最初から市民と一緒に進める施策の実施に期待が寄せられています。

⑤ 市民協働まちづくりの基本条件の整備

- 平成20年4月には、田原市市民協働まちづくり条例が、また、同年10月には、市民・市民活動団体・事業者・行政等各主体の意見を集約した田原市の市民協働まちづくり方針が策定され、協働を進める基本条件が整えられました。
- 平成25年度には、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関の取組みの状況を確認・評価し、改善策を検討して、市民協働まちづくり方針を改訂しました。
- 平成27年度には、伊良湖小、堀切小、和地小の統合の実施に伴い、田原市市民協働まちづくり条例が一部改正されました。

(2) 市民協働のまちづくりの現状と展望

①市民活動の現状

- 市内には、福祉・文化・体育などの団体や全国組織の地域団体など 300 以上の団体が存在していますが、多くの市民活動団体では、高齢化などによる組織の弱体化が課題となっています。
- 一方、盆踊りの復活や夏祭り等の実施を通して、生まれ育った土地に感謝する等、地域資源を見直し、大切に守っていこうとする活動団体が増え始めています。
 - 各分野の総括団体として、社会教育団体連絡協議会（文化協会・体育協会・小中学校PTA等）、ボランティア連絡協議会（社会福祉協議会内）が組織されています。
- 市民活動団体では、特定非営利活動促進法施行（平成10年）による特定非営利活動法人（NPO法人）が設立され、クラウドファンディングの活用や、収益を市に還元する事例も見られる等、市民活動の活性化が図られています。
 - ※平成28年：18団体
- 田原市は、市民活動団体の支援機関として平成19年7月に市民活動支援センターを設置するとともに、市民公益事業への補助金や人材育成への支援制度、行政活動の一部を市民が担う市民提案型委託制度などを順次設けてきました。

②地域コミュニティ活動の現状

- 田原市は、これまで企業誘致を推進し、多くの転入者を受入れてきました。その一方で、住民自治を充実させるために、昭和47年に国のモデル指定を受け、地域コミュニティ施策の取組も始めました。昭和60年からは小学校単位の活動体制（校区制）を構築してきています。
- 市民にとって一番身近な学びを実践する社会教育施設である市民館は、人づくり・地域づくり活動を行うコミュニティ協議会の活動拠点として活用されています。
- 田原市は、平成29年度に地域コミュニティ振興計画を改定し、地区まちづくり推進計画の策定・実現等によって、地域コミュニティづくりと活性化を継続的に支援しています。（調整中）
- 田原市地域コミュニティ連合会は、コミュニティ協議会の連合組織として、さまざまな地域課題の解決に自主的に取り組み、研究調査を行っています。

③市民等と市の機関の協働体制

- 田原市は、平成5年から市民のボランティア活動中の事故を救済するために、田原市社会貢献活動災害補償制度を導入し、市民による社会貢献活動の促進を図っています。平成20年には田原市市民協働まちづくり条例が施行され、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されましたので、引き続き本制度により、活動者又はその指導者が安心して活動できるような環境づくりを進めています。
- 田原市は、総合計画などの施策検討において、アンケート調査、各種団体代表者や公募市民の会議参加、パブリックコメント制度などによる市民参画に取り組んでいます。
 - ※パブリックコメントにより意見募集案件

平成25年度：	4件
平成26年度：	11件
平成27年度：	12件
平成28年度：	8件
- 自治会等には、多種多様な市の業務が委託されていますが、引き続き、地域コミュニ

ティ団体の自主性を尊重しながら、防災や防犯、美化活動、福祉活動などの分野で対等なパートナーとして連携していく必要があります。

○その他の市民活動団体と市の協働は、施策ごとに行われていますが、今後もきめ細かい行政サービスを実現する効果的な手段として、一層期待が寄せられています。

④ 市民活動団体同士のよりいっそうの連携

○地域コミュニティ団体とNPO、ボランティア団体がより連携し、情報共有や意見交換をすることで、互いの問題を解決できる可能性があります。今後も、田原市民活動支援センターを介するなどして、ネットワークの構築を図っていくことが重要です。

○活動PRと団体の連携を図るため、「しみんのひろば」「福祉のつどい」等のイベントが開催されており、団体間の交流が進んでいます。

⑤ 市民等と事業者のよりいっそうの相互理解・協働の促進

○市内の事業者は、社会貢献活動に意欲的に取り組み、人的並びに財政的な側面から市民活動の支援に貢献しています。

○NPO等の団体との協働事業を通じて社会貢献を行おうとする企業・事業者は増えています。しかし、市民やNPO団体と事業者との接点が不足している点もあるため、今後も相互に情報提供し合い、いっそう連携を深めていくことが期待されています。

第2章 基本理念〔条例1条～第8条〕

（1）市民協働の基本理念【条例第1条・第3条に規定】

みんなが、それぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働によるまちづくりを進めましょう。

※ みんな = 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関 ※ 市民協働 = 市民の参加と協働
※ まちづくり = 総合計画に掲げる将来都市像等の実現

（2）期待されている役割【条例第4条～第7条に規定】

「市民協働の基本理念」のもと、それぞれに期待されている役割があります。

① 市民に期待されている役割（4条）

市民は、まちづくりの主役としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加することが求められています。

◆ 条例では、次のことが市民に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市民…… 市内に居住している人、働いている人、就学している人及びまちづくりに関わっている人を指します。
- ・市民公益活動…… 自主的に取り組むまちづくり（総合計画を実現する活動）及び社会貢献を目的とする活動を指します。但し、宗教、政治、営利活動を除きます。

② 市民活動団体に期待されている役割（5条）

市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組み、また、広く市民に理解されるような行動が求められています。

◆ 条例では、次のことが市民活動団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市民活動団体…… 市内で活動する地域コミュニティ団体、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体、その他のすべての団体を指します。

③ 地域コミュニティ団体に期待されている役割（5条・15条）

市民活動団体の基礎的団体として位置付けられた地域コミュニティ団体は、民主的かつ公

平で開かれた運営によって、自主的に地域課題に対処することなどが求められています。

◆ 条例では、次のことが地域コミュニティ団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9 条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10 条）
- 地域課題への対応、他の団体との連携、市民等の参加確保、意見集約・代表する（15 条）
- 市民協働まちづくり会議（20 条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8 条）

***** 用語の定義 *****

・地域コミュニティ団体…… 自治会（自治会・区・町内会など現在 106 地区）、自治会連合組織、校区（18 小学校区）及びコミュニティ協議会（20 団体）を指します。

④ 事業者期待されている役割（6 条）

事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に対して人的・財政的に支援することが求められています。

◆ 条例では、次のことが事業者期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9 条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働すること（10 条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16 条）
- 市民協働まちづくり会議（20 条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8 条）

*** 用語の定義 ***

・事業者……市内で事業活動を行う個人、法人のすべてを指します。

⑤ 市の機関に課せられている役割（7 条）

市の機関は、それぞれの権限・能力の範囲で、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

◆ 条例では、次のことが市の機関に課せられています。

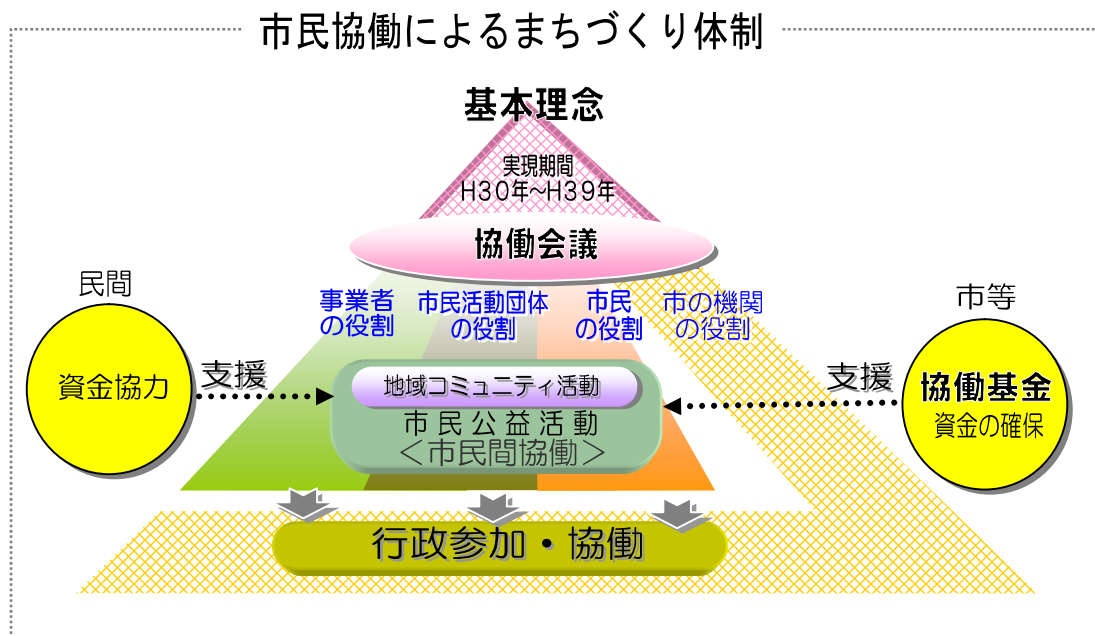
- 市民等が行政活動に参加・参画し、協働による実施を進め、状況を公表すること（9 条）
- 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組むこと（10 条）
- 市民公益活動を支援（活動環境整備、情報協力、人的・財政的支援等）すること（11～13 条）
- 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施するとともに、意見に配慮すること（17 条）
- 民主的かつ公平な運営をしている地域コミュニティ団体を認定すること（18 条）
- 市民協働まちづくり基金を設置・管理すること（19 条）
- 市民協働まちづくり会議の必要事項を定め（20 条）、協働促進方針を策定すること（8 条）

*** 用語の定義 ***

・市の機関…… 執行機関としての市長・教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会・監査委員と、議決機関としての市議会を含みます。

(3) 方針をつくる目的〔条例第8条に規定〕

田原市の現状を踏まえ、市民協働の基本理念を実現するために、これからみんなで取り組む基本的な方針を定めます。



※方針の検討・調整の場として、協働会議を設置

(4) 方針を実現する年度

10年間（平成30年度～平成39年度）を目標とした方針を定めます。



第3章 市民協働に取り組む基本姿勢と配慮すべき視点

この方針に掲げる項目が実現され、成果を上げる前提として、「相互理解と信頼の構築」が不可欠であるという認識から、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が共通して取り組む必要のある基本姿勢と配慮すべき視点を示します。

(1) 基本的な姿勢

① 人と人との絆づくり

…… 普段から「明るいあいさつ」を通じて、身近な人とのコミュニケーションをとり、いざというときにも助け合えるような地域づくりを目指します。

② 合意形成にむけたルールへの順守

…… みんなが当事者意識を持って、企画段階から参画し、合意形成に向けて、みんなで決めたルールを守って行動します。

③ 担い手の育成・確保

…… 人々の多様性を認め、それぞれの能力や経験を活かしながら、持続的な学習を通じて、地域づくり活動（公益活動）で活躍する担い手の育成・確保を図ります。

④ ふるさとに感謝

…… 活動の基盤である私たちのまちと、美しい自然に感謝し、私たちの未来のためにできることを精一杯取り組んでいきます。

(2) 配慮すべき視点

① 幅広い世代の参加

…… 子どもから高齢者までのすべての市民が参加し、それぞれの世代のライフスタイルや特性を活かして活躍できるように配慮していきます。

② 男女共同参画

…… みんなが自分らしく輝ける社会を目指し、男女のそれぞれがお互いの能力を認め合い、一緒になってまちづくりを進めていきます。

③ 多文化共生

…… 市内在住や来訪する外国人に対して、お互いの文化を理解しながら、個人個人の特性を活かした活躍ができるような多文化共生社会を築いていきます。

田原市の市民協働まちづくり方針 素案

第4章～第6章

平成30年3月(予定)

第4章

市民協働の6つの指針〔条例第4条～第19条〕

市民参加と協働によるまちづくりを実現するため、6つの指針を定めます。

- 指針その1 市民等の役割の実現
- 指針その2 行政参加・協働の推進
- 指針その3 市民間協働の推進
- 指針その4 市民公益活動の支援
- 指針その5 地域コミュニティ活動の振興
- 指針その6 市民協働まちづくり基金の活用

■指針その1 市民等の役割の実現

【条例第4条～第6条】

市民、市民活動団体、事業者は、それぞれに求められている役割を実現していきます。

（1）市民の取組のあり方

まちづくりの主体であることを認識し、自らできることに取り組むとともに、行政活動や市民公益活動の参加に努めていきます。

a 市民公益活動への参加

市民の取組

〔現状〕○市民の市民公益活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

〔今後の取組〕○急速な高齢化や環境問題等、身の周りの課題を認識し、市民としてできることに取り組むとともに、市民公益活動に関心を持ち、参加するなかで、達成感・充実感を得つつ、自らを成長させていきます。

b 行政活動への参加

市民の取組

〔現状〕○市民の行政活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

〔今後の取組〕○自らの生活環境を向上させるため、社会動向や行政運営に関心を持ち、市民として行政運営や施策を実現する事業等に参加（参画）していきます。

(2) 市民活動団体の取組のあり方

自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼を築くとともに、まちづくりに貢献し、市民からの信頼を築き、自らの活性化を図っていきます。

a 活動PR・信頼性の向上

市民活動団体の取組

[現状] ○田原市内の市民活動団体は、独自または関係団体、市民活動支援センターと連携して、情報誌やホームページ等で活動をPRしていますが、まだ不足しています。

○事業の拡大を図るために、法人化する市民活動団体もあります。

[今後の取組] ○市民や関係団体、地域コミュニティ団体に参加を呼びかけるため、生活に身近な場面やインターネット、SNS（※）等を媒体として、団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）…… 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

b 市民公益活動や行政活動への参加・協働

市民活動団体の取組

[現状] ○市民活動団体の公益活動や行政参加・協働については、各団体の自主性に委ねられています。

[今後の取組] ○団体活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、市民活動団体の立場で出来ることに取り組み、団体の公共性と信頼を高めていきます。

(3) 事業者の取組のあり方

自らの事業活動や、行政活動・市民公益活動への参加・支援等を通して、まちづくりに貢献しながら、自らの事業発展を図っていきます。

a 事業者による社会貢献

事業者の取組

[現状] ○事業者は、あらゆる事業活動の中で地域社会に貢献しています。また、地域や業種ごとに各種団体を結成し、より広域的かつ多様な地域公益活動にも取り組んでいますが、それらは自主性に委ねられています。

[今後の取組] ○事業者に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場で出来ることに取り組み、地域の発展と事業環境の向上を目指していきます。

b 市民公益活動への参加・支援

事業者の取組

[現状] ○事業者自身や関連団体は、それぞれが可能な範囲で、市民活動団体への社員派遣、資金協力（寄付等）、会場・資材の提供等を行っています。

[今後の取組] ○事業者による市民公益活動への協力促進と、その状況の地域社会へのPRにより、事業者（活動）の信頼性を一層高め、地域経済及び市民公益活動の活性化を図っていきます。

c 行政活動への参加・協働

事業者の取組

[現状] ○事業者の行政活動への参加については、それぞれの自主性に委ねられています。

[今後の取組] ○事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場で出来ることに取り組み、まちづくりの推進と事業環境の向上を図っていきます。

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めていきます。

(1) 市民参加・参画のあり方

市の機関は、市民ニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し、みんなの参加を得ながら、企画・実現していきます。

a 積極的な行政情報の公開

市の機関の取組

- [現状] ○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、コミュニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。
- インターネットやホームページ（市、市議会等）、SNS、ケーブルテレビ（市政番組、議会中継等）、声の広報、市政ほーもん講座等で情報を提供しています。

- [今後の取組] ○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を選択・整理するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。
- インターネットやSNSを効果的に活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。

b 行政活動への市民参加の拡大

市の機関の取組

- [現状] ○新たな事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。

- [今後の取組] ○市民等と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。
- 遊休資産の活用や地域包括ケアシステムの推進など新たな課題に対しても、市民協働を踏まえて取り組みます。
- 市民等が参加しやすい方法（手法・日時・場所等）に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加（実施）するメリット（能力向上、ネットワークの構築化、精神的な達成感の獲得等）を示せるように工夫します。
- イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分に行います。

c 市民公募委員の導入

市の機関の取組

[現状] ○方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。市民公募委員の募集及び応募は増えてきています。

[今後の取組] ○広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。

d 市民活動団体等への参画要請の整理

市の機関の取組

[現状] ○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには多くの会議に参画する団体もありますが、団体運営の負担とならないよう、代表者の負担軽減を図っています。

[今後の取組] ○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図り、特定の代表者に偏らせず、委員等の男女割合にも留意します。
○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。
○参加にあたっては、代表者への要請だけでなく、目的に応じた人材の依頼をし、代表者の負担軽減を図ります。

e パブリックコメント制度

市の機関の取組

[現状] ○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。

[今後の取組] ○日頃から市民に対して関心をひきつけ、一方的な原案の提示とならないよう、分かりやすい情報提供に努めます。

[現状] ○市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された『提言箱』、田原市ホームページ投書コーナー『市民の声』等で集められた後、関係各課に送付（定期的に部長会議で報告）され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。

○平成21年度に制定した「市民の声」取扱要綱に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。

[今後の取組] ○現行の提案制度を充実しつつ、制度のPRを効果的に行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。

[現状] ○各分野の関係団体で構成する協議会の設置、コミュニティ協議会が主催する地域懇談会、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。

[今後の取組] ○会議の設置、地域懇談会等の会議への出席により、団体の個別意見及び総意の把握に努めます。

[現状] ○総合計画の実現状況を把握する市民意識調査（3年ごと市民・団体・事業者別に実施）、各分野のアンケート調査（定期又は随時）によって、統計的に市民意識等を把握しています。

[今後の取組] ○施策実施における客観的根拠資料となるよう、アンケート等の調査方法（実施時期・対象・設問・回答方式等）を改善するとともに、回答率の向上を図ります。

また、他の都市との比較や経年比較等、多方面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。

(2) 行政活動における協働のあり方

市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用等を明確にしながら実施していきます。

a 地域コミュニティ団体との協働（委託）

市の機関の取組

- [現状] ○地域コミュニティ団体には、自主防災活動、ごみ収集場の管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。
- 市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。

[今後の取組] ○市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減を検討します。

○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時解決できるように工夫します。

b 地域コミュニティ団体からの要望への対応

市の機関の取組

- [現状] ○地域コミュニティ団体のもつ地域課題（生活環境の整備、諸制度の改善等）に関する要望は、地域コミュニティ連合会、代表者等による随時の申出によって行われています。
- 市の機関では、コミュニティ担当課又は各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からはまちづくりアドバイザーに連絡機能（地域の希望把握）を持たせています。

[今後の取組] ○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。

また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。

c 特定業務の外部委託（市指定委託）

市の機関の取組

〔現状〕 ○専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託（事業者等）による対応に切り替えています。

○公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入し、協働対象事業のリストアップを行っています。

〔今後の取組〕 ○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

d 市民等からの提案による協働事業（外部委託）

市の機関の取組

〔現状〕 ○平成 22 年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度（テーマ提示型・自由テーマ型）」を運用しています。

○市民に広く公募する提案型委託制度の活用が徐々に増えています。

〔今後の取組〕 ○市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用等により、成果の向上を目指します。

e 様々な協働方式の導入

市の機関の取組

〔現状〕 ○市の施策のなかで、市民・団体等と一緒に取組まないと成果を上げられない業務等においては、協議会等を設けて調整を図っています。

○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。

○田原リサイクルセンターや田原市給食センターの運営事業には、PFI 手法を導入し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っています。

〔今後の取組〕 ○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組めます。

○PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）等の行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務を実施します。

(3) 市民参加・協働状況の公表

市の施策・業務への市民参加・協働の状況は、毎年公表することで、やり方の改善や新たな参加の拡大を図っていきます。

a 協働会議への報告・一般公表

市の機関の取組

[現状] ○市民・市民活動団体・事業者・行政など各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。

[今後の取組] ○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協働会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めていきます。

＊市民間協働：市民公益活動における市民・市民活動団体・事業者の相互の協働

（1）市民間協働のあり方

市民公益活動によるまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者が得意な分野で、相互の連携（協働）を進めていきます。

a 市民公益活動における連携・協力・援助

市民等の取組

- [現状] ○イベントにおける団体の連携や事業者の協力等、市民公益活動においても協働が行われており、市民活動支援センターを通じて情報発信も実施されていますが、その状況は十分に把握されていません。
- 事業者の活動において、市民公益活動を支援する取組も見られますが、そうした内容は十分に市民等に知られていません。

- [今後の取組] ○市民活動団体やその活動内容が、十分に知られていないため、まず、市民活動支援センターの機能の充実等を進めながら、それらを周知し、連携・協力・援助によって解決できることを把握し、その促進を図ります。
- 事業者による市民公益活動への支援やそれらの情報を広く市民等に伝達する仕組みを検討し、活動の活性化を図ります。
- 市民公益活動が必要な場所で展開できるように、多様な連携による活動の活性化を図ります。

b 市民活動団体による市民活動の支援

市民等の取組

- [現状] ○各種団体の連合組織やNPOの育成・連携を目指した市民活動支援センター等の中間支援団体が存在し、市の関係課と協力しながら市民公益活動の活性化や各種調整を行っています。
- 中間支援団体による、団体同士の交流を図るイベント等が開催され、少しずつ団体間の連携が進んでいます。

- [今後の取組] ○各市民活動団体の活性化を図るため、互いの能力の向上や連携による課題解決を目指し、市民活動団体による市民活動団体のための自主的な支援活動の促進を図ります。

〔現状〕 ○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみんのひろば」の開催を支援しています。

〔今後の取組〕 ○市民公益活動における連携の意向（他の団体に対する協力要請等）や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組めます。

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

（１）活動環境の整備のあり方

市の機関は一体となって、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性の向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んでいきます。

a 施設等の整備・利用改善

市の機関の取組

- [現状] ○市民や団体等の活動拠点として、市民館をはじめ、文化会館や運動施設等を整備するとともに、予約システムの改善、利用負担の減免等により利便性の向上、活動の活性化を図っています。
- 合併や人口減少により、重複した施設や行政目的を終えた公共施設も増加しているため、公共施設の適正化に取り組んでいます。

- [今後の取組] ○公共施設の集約化や重点化、複合化等を踏まえ、公共施設のサービスの適正化を図ります。
- 公共施設の長寿命化を図るとともに、未利用施設の利活用を進めます。

b 市民公益活動の環境整備

市の機関の取組

- [現状] ○ソフト面の環境整備として、市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等を補償しています。

- [今後の取組] ○公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、実態に即した制度内容に見直します。

(2) 情報提供のあり方

市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供していきます。

a) 市民公益活動の市民等への情報提供

市の機関の取組

- [現状] ○公益性の高い活動（共催・後援事業等）については、可能な範囲内で、広報たはらや市ホームページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲示により、市民へのPRに協力しています。
- 市民活動支援センターを媒介として、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。

[今後の取組] ○市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。

b) 行政情報の提供

市の機関の取組

- [現状] ○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、出来る限りお知らせするようにしています。
- 市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取扱基準に従う必要がありますが、現状として市民活動団体には提供していません。
- 市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取扱基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。

[今後の取組] ○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。

(3) 人的・財政的支援等のあり方

市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他の必要な支援を行います。

a 市民公益活動への人的支援

市の機関の取組

[現状] ○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談やまちづくりアドバイザー（担当職員）の派遣等による相談業務を行っています。

[今後の取組] ○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできるだけ多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。
○事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。

b 市民公益活動への財政的支援

市の機関の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。

[今後の取組] ○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。
○より利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。

c 市民公益活動へのその他の支援

市の機関の取組

[現状] ○田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については、共催又は後援し、施設利用料の減免や活動のPRに取り組んでいます。

[今後の取組] ○引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組めます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。

(4) 市民間協働の支援のあり方

市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けていきます。

(再掲)

a 市民間協働の促進のための支援

市の機関の取組

[現状] ○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみんのひろば」の開催を支援しています。

[今後の取組] ○市民公益活動における連携の意向（他の団体に対する協力要請等）や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組みます。

■指針その5 地域コミュニティ活動の振興【条例第14条～第18条】

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を
みんなで活発にしていきます。

田原市地域コミュニティ振興計画の改定に合わせて、指針その5は変更の可能性にあります。

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方

地域コミュニティ団体をみんなで活発にしていきます。

① 市民・市民活動団体・事業者の参加

a 市民の加入・活動参加

市民の取組

- [現状] ○市民は、地元の自治会（区、町内会等）に所属し、その互助活動に参加することによって生活に身近な課題に対処するとともに、コミュニティ協議会の活動における役割に従事したり、関心のある行事等に参加したりしています。
- 近年、アパート居住者等に、これらの活動に参加しない市民もいるため、役割分担やルールの不徹底等の問題が生じています。そこで、事業者や行政と連携し、市民の自治会加入促進を図っています。
- 近年の人口減少、少子高齢化の進行、地域活動への関心の低下、ライフスタイルの多様化等により、地域活動の運営の担い手、活動の担い手確保が困難となってきた地域もあります。

[今後の取組] ○市民が生活する地域への愛着と誇りを持ち、互いに助け合うことの必要性和それぞれが果たすべき責任を認識しつつ、身近な自治会やコミュニティ協議会の活動に参加し、自らができることに取り組みます。

b 市民活動団体の加入・活動参加

市民活動団体の取組

- [現状] ○従来から存在する互助的な市民活動団体は、その所在地域の自治会やコミュニティ協議会の構成員として、さらに協力団体として活動に参加していますが、その状況は地域ごとで異なります。
- ボランティア団体やNPO等の新たな市民活動団体は、その活動が認知されていないため、自治会やコミュニティ協議会の構成員になることは少ないのが現状です。
- 地域活動の運営の担い手、活動の担い手として、ボランティア団体やNPO等の市民活動団体は、自治会やコミュニティ協議会との連携や参加が期待されています。

[今後の取組] ○市民活動団体の構成員が属している地元の地域コミュニティ団体に、加入又は活動参加することにより、団体への理解・協力を得ながら、相互に連携し合う関係を構築し、自らができることに取り組みます。

[現状] ○事業者は、事務所や工場等の所在地の自治会等に出来る範囲で協力（賛助会費負担、場所や器材の提供等）しています。また、農業者の場合、地域環境に大きな影響があることから、関係団体の役員などが地域コミュニティ団体の構成員となっているケースもあります。

○地域活動の運営の担い手、活動の担い手として、事業者は、自治会やコミュニティ協議会との連携や参加が期待されています。

[今後の取組] ○事業者として、可能な範囲で関わりのある地域コミュニティ団体に加入し、活動参加に取り組めます。

② 市の機関の支援

a 地域コミュニティ団体の振興策

市の機関の取組

[現状] ○平成 18 年度に策定した田原市地域コミュニティ振興計画を、平成 29 年度に改定し、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援を行っています。

[今後の取組] ○市は、地域コミュニティのあり方の検討、まちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。

○地域コミュニティ団体が抱える課題の解決や、地域活動の担い手育成等、支援体制の構築を図ります。

b 地域コミュニティ団体の意見の反映

市の機関の取組

[現状] ○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とする説明会を開催して、地域住民の意見を把握しながら進めています。

[今後の取組] ○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会やコミュニティ協議会等で民主的な方法で集約された地域の意見に配慮しながら進めていきます。

また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、まちづくり推進計画等における地域の取組方針に配慮します。

[現状] ○田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）しています。

※認定状況（平成 29 年 4 月現在）

コミュニティ協議会 20 協議会

校区 6 校区

自治会 4 自治会

[今後の取組] ○地域コミュニティ団体の活性化の手段の一つとして、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）します。

（２）地域コミュニティ団体の取組のあり方

地域コミュニティ団体は、身近なまちづくりに自主的に取り組んでいきます。

① 組織体制の改善

a 組織の見直し

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○自治会は過去の経緯によって形成されており、規模も形態も様々となっています。校区、コミュニティ協議会は、ある程度の部分は市から提示された形式にそって形成されています。

○平成 23 年度には田原市地域コミュニティ連合会が発足し、より自主的な地域活動が展開されています。

[今後の取組] ○地域コミュニティ団体への期待に応えるため、市との協働関係や地域コミュニティ団体の機能分担等を考慮し、最適な組織体制を検討し、それぞれの組織の改善に取り組みます。

○地域活動の担い手が不足する中、将来を見据えた持続可能な組織作りに取り組みます。

② 市民等の参加機会の確保

a 加入・参加の拡大

地域コミュニティ団体の取組

- [現状] ○自治会は、世帯単位の加入となっていますが、アパート居住者等を中心に未加入者が増加する傾向にあり、市街地中心部で加入率が低下しています。
- 地域コミュニティ連合会では、転入・転居者向けに自治会加入促進リーフレットを作成し、自治会加入促進を図っています。
- 総会やイベント等の活動は地域によって異なり、その参加状況も地域によって異なっています。

- [今後の取組] ○市民等に地域コミュニティ団体の運営ルールや活動状況を公開・周知し、新たな加入・参加の促進に取り組みます。
- 若者、女性、高齢者等、様々な年齢層が能力を活かせる場を提供し、新たな人材の育成・確保に取り組みます。

③ 課題対処等の取組

a 地域課題の対処

地域コミュニティ団体の取組

- [現状] ○地域コミュニティ団体のそれぞれが役割分担しながら生活に身近な課題に対処していますが、住民のライフスタイルやニーズが多様化するとともに、担い手不足が問題となっています。

- [今後の取組] ○自助（自ら取り組む）・共助（自らできないことを隣近所や自治会等で取り組む）・公助（共助で対応できないことを行政で取り組む）による補完性の原理を基本に、地域住民の相互理解に基づく課題対処に取り組みます。
- 地域特性により異なる様々な地域課題に対応するため、若者を始め地域以外の住民や企業、地域にない知識や技能を持つ者の視点を取り入れます。地域で活動する多様な団体との連携、事業化の検討等、従来の概念にとらわれず、地域経営の視点を持ち課題対処に取り組みます。

④ 関係団体との連携

a 地域コミュニティ団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○コミュニティ協議会の連絡調整の場として田原市地域コミュニティ連合会が開催されています。

○中学校区単位では、東部中学校区で連携する組織（田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会）、伊良湖岬中学校区で連携する組織（田原市西部表浜地域環境整備協議会）が設置され、市と連携しながら地域課題への対応を進めています。

○福江地区まちづくりビジョンの具現化を図るため、清田・福江校区による清田・福江校区まちづくり推進協議会を設立し、地域活性化の取組を行っています。

[今後の取組] ○地域課題の対処にあたり、必要に応じて隣接又は関連する地域コミュニティ団体と連携し、互いの役割・立場を理解しながらまちづくりを進めます。

b 地域の各種団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○子ども会や老人クラブ等の従来型の団体は、地域コミュニティ協議会の構成員となるなど連携が見られます。また、新たに発足したNPO等と連携して地域活性化に取り組むケースも見られます。

[今後の取組] ○地域課題への対応とともに、地域活動の担い手確保のため、専門分野で活動するNPOやボランティア団体等の市民活動団体との連携・相互協力に取り組みます。

⑤ 意見の集約・代表

a) 意見の把握

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体は、生活に身近な課題について、必要に応じて連絡機能や会議等を通じ、住民等の意見を把握しています。

[今後の取組] ○住民等が自由に意思表示し、それを民主的にくみ取ることができる体制を確保するとともに、その前提として関連事項の情報提供・公開に取り組めます。

b) 意見の集約・代表

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体は、生活に関連する市の施策や事業者の事業等について、必要に応じて住民意見を集約し、要望や同意等の意思を表明しています。

[今後の取組] ○地域に関する課題の関連情報を収集し、十分に理解した上で、地域内の様々な意見を掌握し、これらを民主的な方法によって集約したものを地域意見として表明します。

■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用 【条例第19条】

市民協働まちづくり基金を、市民の連帯、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用していきます。

(1) 基金管理のあり方

現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を適正に管理し、寄付の増加に取り組みます。

a 合併特例債積立部分の管理・運用

市の機関の取組

[現状] ○市の合併に対する国の支援として用意された手法（合併特例債による借入）を中心に原資を積み立てているため、この部分の取崩しは原則的にできません。

[今後の取組] ○原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図っていきます。
○経済情勢や市の財政状況に応じて、原資を含めて、まちづくりのために活用していきます。

b 一般寄付等による積立部分の確保・運用

市の機関の取組

[現状] ○この基金は市民等の寄付による積み立ても出来るため、市民公益活動の支援財源を確保するため、寄付金の募集を市民に周知しています。

[今後の取組] ○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも運用益を利用することも可能であるため、ニーズに応じて振り分け、活用していきます。
○ふるさと納税における、寄付の使い道として「地域の助け合い」の応援を指定した寄付金は、地域助け合いのために運用していきます。

(2) 基金運用益等の活用のあり方

みんなが必要と考える市民公益活動に、基金の運用益を活用していきます。

a) 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

市の機関の取組

[現状] ○基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用及び下記の各種補助制度等に活用しています。

- ・平成21年度 「市民協働まちづくり事業補助制度」
「新規団体・人材養成支援制度」
- ・平成22年度 「市民提案型委託制度」
- ・平成26年度 「市民活動チャレンジ支援補助金」

[今後の取組] ○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的（市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進）に即して、まず、市民公益活動（公募）の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源又は基金積み立てに利用します。

b) 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

市の機関の取組

[現状] ○基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。

[今後の取組] ○市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。

○市民公募型支援制度の積極的な活用が図られるよう、制度の改善や効果的な制度紹介を行うとともに、新たな市民公益活動が生まれるような方策について検討します。

○補助採択事業で公益性の高い活動と認められた事業については、各事業担当課において個別支援制度の創設を検討します。

第5章 市民協働まちづくり会議の運営〔条例第20条〕

（１） 運営方法

条例及び施行規則等に基づき、市民協働まちづくり会議を運営します。

① 会議の委員

○公募市民、市民活動団体の関係者、事業者団体の関係者、市の機関に属する者、学識経験者等の市長が選任する15人以内の委員で構成し、任期は2年間です。

② 会議の運営

○会長、副会長は委員の互選により決定し、会長は、会議の代表、会務の総理、会議の招集等を務めます。

③ 会議の開催

○年2回を定例会とし、必要に応じて臨時会を開催します。

（２） 協議事項

この会議は、次の3つの区分を協議事項とします。

① 田原市市民協働促進方針の策定・改定等

○方針の策定…… 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、権利義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえた一定期間の取組方針を検討します。

○状況確認…… 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価します。

○方針改定…… 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を検討します。

② 協働促進方針に関わる施策の検討

○行政参加と協働の促進に関する施策

○市民公益活動における協働の促進に関する施策

○市民公益活動の支援に関する施策

○地域コミュニティ振興に関する施策（支援・認定基準）

○基金活用の施策（運用益等活動支援）

③ その他の必要事項の調整

○その他協働に関する調整事項、その他委員提案等

田原市の現状を把握し、この方針をより良いものに改善するためには、取組状況を確認・評価する必要があります。

(1) 取組状況の把握

この方針改訂から10年後となる平成39年度に、方針の各項目に関する市民、市民活動団体、事業者及び市の機関の取組の状況を収集し、整理します。しかし、社会情勢の変化によっては、この限りではありません。

(2) 評価の実施

方針各項目に関する取組状況から、各方針等に対する達成度や有効性・課題等を分析・評価し、改善策を検討し、方針改定に反映させます。

田原市の市民協働まちづくり方針素案

検討資料 《第1章～第3章》

第1章 取組の背景と現状

《確認事項①》 社会環境変化の整理（H24年度改定時～現在）

年次	社会の動向（関連分）	要約
平成26年～ (2014～)	地方創生 (人口減少社会への対応)	・地方創生は、平成26年9月の第2次安倍内閣改造発足時に掲げられた国の政策です。急激な少子高齢化、人口減少社会に対応し、わが国の社会経済活動を維持するために、人や資源の東京一極集中是正と、人口維持、増加を柱とした地方の活性化を図るものとされています。 ・平成28年3月、田原市においても、産学官金労言の連携により、「田原市人口ビジョン」及び「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んでいます。 ・「田原市人口ビジョン」では、2040年（平成52年）の人口として6万人以上を目指しています。なお、平成27年の国勢調査によれば、田原市の人口は62,364人で、平成17年を境として減少に転じています。
平成27年 (2015)	東三河広域連合の設立	・少子高齢化・人口減少の進行による社会変化に対応するため、東三河8市町村は、連携して課題克服に取り組むため、特別地方公共団体「東三河広域連合」を設立しました。 ・東三河の「地域力」と「自立力」を高めながら、新たな時代に対応できる持続可能な地域づくりを目指しています。
平成27年 (2015)	田原市市民協働まちづくり 条例一部改正	伊良湖小、堀切小、和地小の統合の実施に伴い、田原市市民協働まちづくり条例が一部改正されました。

平成28年 (2016)	ニッポン一億総活躍プラン (地域共生社会の実現)	・平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が、掲げられています。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するものとされています。
-------------------------	---	---

《確認事項②》 市民協働の制度

年次	取組経過	概要
平成20年 (2008)	市民協働まちづくり基金創設 (市) 継続	・市民の連携強化、地域振興、市民公益活動の促進を図ることを目的に設置された基金。当初5億円で積み立て、平成22年度に5億円増資して10億円となっています。運用益は、市民協働の各種促進事業に充てられています。
平成21年 (2009)	市民協働まちづくり事業補助金創設 (市) 継続	・市民活動団体の自立を促し、活動目的を達成するため、市民活動団体が提案する公益性の高い活動に対して、必要経費の一部を補助する制度です。
	新規団体・人材養成活動支援制度創設 (市) 継続	・市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、活動を担っている市民の知識・技能の向上を図るため、市民活動団体の行う事業に対して必要経費の一部を補助する制度です。
平成22年 (2010)	市民提案型委託制度創設 (市) 継続	・行政が実施すべき性質の市民サービスや管理業務などについて、効率的な事業を提案した団体が市と委託契約を結ぶものです。市民協働により事業実施することにより、少ない経費で高い効果を得ることが期待され、一層の市民サービスの向上を目指すもので、市から事業を提示する「テーマ提示型」と、団体が自由に提案する「自由テーマ型」があります。
平成24年 (2012)	市民活動向上事業補助金創設 (市) H27廃止	・市民活動団体の連携強化・担い手のスキルアップを支援するため、市民活動団体が企画・実施する事業（講座や団体間の連携促進を図る事業）に対して、必要経費の一部を補助する制度です。
平成26年 (2014)	市民活動チャレンジ補助金創設 (市)	・市民活動の担い手を増やし、地域の活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動を支援する制度です。

《確認事項③》 市民活動団体・事業者の状況

種別	現状	H 2 9 の状況	H 2 5 の状況
地域コミュニティ団体	市民協働まちづくり条例において、まちづくりの基礎的団体と位置付けられている市民活動団体。地域に関わる諸課題に取り組む最も身近な団体。地域コミュニティごと、又は連携して自主的な活動をしています。	・コミュニティ協議会 20団体 ・自治会 106団体 (連合会除く)	・校区コミュニティ協議会 20団体 ・自治会 106団体 (連合会除く)
特定非営利法人 (NPO)	特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする法人。市内では、福祉や環境保全分野で活動している団体が多くなっています。	・18団体 ・1増1減	・微増(18団体) ・既存団体のネットワークも見られる(震災関連)
ボランティア	数多くのボランティア団体が、福祉・生涯学習・まちづくり・文化・スポーツ・環境保全・災害救援・子育て・男女共同参画などの分野で活動しています。	・登録団体 98団体 (一部NPO含む)	・登録団体 68団体 (一部NPO含む)
地域活動団体	主に自治会やコミュニティ協議会を単位に、地域における青少年健全育成、健康づくり、お祭り、親睦などの活動を多くの団体が行っています。 ・子ども会、老人クラブ、消防団、PTA、スポーツ少年団、各種サークル、祭りの会、ママの会、里山保全の会など	・従来型団体は衰退傾向 ・ <u>地域の愛着を醸成する活動団体が増加</u>	・従来型団体は衰退傾向 ・ <u>絆づくりの女性団体などが芽吹きはじめた</u>
事業者	事業者が地域社会の一員として自ら市民公益活動に取り組んでいます。活動内容は、美化活動、各種教室、交流会、キャンペーン、お祭り、イベントなど多種多様です。近年では東日本大震災や熊本地震への支援活動などに関わる事業者が多く見られます。 ・医療系団体、農業者団体、商工業・観光団体、社団法人、各種組合 など	・増加・浸透 ・ <u>事業者が連携して会社周辺の清掃活動を定期的に行っている。</u>	・増加・浸透 ・定例的な取組だけでなく、災害への支援活動が目立ってきた

その他団体	スポーツや文化などの社会教育団体等が、それぞれの目的に応じた市民活動に取り組んでいます。 ・ 体育協会（下部に 24 協会が所属） ・ 文化協会（21 部門に 106 団体が所属）	・ 体育協会は 1 部門減少 ・ 文化協会は 11 団体減少）	・ 文化協会は 1 部門増加（所属団体数は 8 減少）
-------	--	--	---

《確認事項④》 市民公益活動における協働の状況

項目	内容	H29の状況	H25の状況
しみのひろば	田原市民や市民活動団体の活動発表、情報交換、交流等を促進するためのイベントを年1回開催しています。 ・ 市民提案型委託制度（テーマ提示型） ・ H28年度参加団体 41 団体	・ 団体数は増加している。	・ 団体数は横ばい傾向だが、年齢層など参加層が拡大 ・ 32 団体 ・ H23年度から市民の手で主催
田原市民活動支援センター	市民協働促進のため平成19年度に田原文化会館内へ設置。市民活動に関する相談受付やアドバイス、団体間の交流促進などを支援しています。 主な活動内容 ・ 相談業務（火/13:00～18:00、土/12:00～17:00） ・ 市民活動だより発行（年1回） ・ 広報記事連載（毎月1回・1／2頁） ・ SNSを利用した情報発信	・ 直営から市民提案による協働体制に変更（H29～）	・ 委託から直営に変更（H22～）
ボランティアセンター （田原市社会福祉協議会）	愛知県社会福祉協議会の要請に基づき昭和53年に設置。市内ボランティア活動に対する助成と連絡調整を行っています。 主な活動内容 ・ 福祉のつどい開催（年1回・社協主催） ・ ボランティア養成講座開催 ・ 登録業務、ボランティアコーディネート ・ ボランティアルームの管理 ・ 機器の貸出し、活動補助 ・ ボランティア保険の受付 など	・ 継続	・ 継続

中間支援団体	ボランティア連絡協議会	ボランティアセンターに登録の団体・個人の協議会。社会福祉協議会が事務局機能を担っています。	・継続	・継続
	あつみNPOネットワーク	市民活動団体のネットワーク組織。市民主体で運営し、イベント開催や会報発行等を行っています。	・継続	・継続
	たはら市民活動応援隊	・市民活動団体を後方支援する団体。 <u>田原市民活動支援センターの業務を受託</u> し、市民活動団体と行政などが連携して市民活動の推進の一躍を担う。	・新規 ・H29.5～	—
	NPO法人たはら広場	田原市文化会館と田原市中央図書館を拠点とする市民活動支援組織。教育委員会（図書館）と協働で図書館資料のサスティナブル活用を自主企画運営しています。	・認証・新規 (H15.10.31法人承認済)	—
東三河市民活動推進協議会		東三河5市が構成員となり、東三河地域の市民活動を支援しています。 <u>主な活動内容</u> ・どすごいネット 市民活動団体、イベント、ボランティア募集等の情報を掲載するサイト ・どすごい交流会（年1回開催） どすごいネット登録団体等の情報交換や交流促進を図るイベント	・継続	・継続

《確認事項⑤》 市の協働関連施策の主な実施状況（抜粋）

1. 施策立案等における市民参加の状況（条例第9条第2項）

項目	内容	H29の状況	H25の状況
公募委員等の採用	総合計画や各分野の基本計画の策定、特定の地域づくり会議等への市民参加を、公募や推薦等により促しています。	・継続・定着 ・H28は6事業で公募	・継続・定着 ・H24は4事業で公募
パブリックコメント	基本的計画等を策定する際、事前に案を公表し広く市民の意見を募集する制度です。	・継続 ・H28は11件	・継続 ・H24は7件 ・意見数増減あり
アンケート調査	総合計画の実施状況を把握する市民意識調査や各分野のアンケート調査で市民意識等を把握しています。	・継続 ・主な調査実績8件 (H25-H28)	・継続 ・主な調査実績17件 (H20-H23)
市民の声	市民の声取扱要綱を設置し、提言箱やインターネットで市への提案・意見を募集しています。 ・市民提言箱／全8公共施設 ・電子メール／市HPフォーム ・提言概要をHPで公開 ・全校区市民館に提言箱を設置	・継続	・提言受付媒体を順次拡大

2. 行政活動における協働の推進状況（条例第9条第3項）

項目	内容	H29の状況	H25の状況
事業の共催・後援	・事業共催　・事業後援	・継続	・継続
実行委員会	・田原市民まつり、トライアスロン伊良湖大会、渥美半島菊花大会、中部実業団駅伝大会　など	・継続	・継続
大会ボランティア募集	・トライアスロン伊良湖大会 ・中部実業団駅伝大会	・継続	・新規
指定管理者制度	・公募によるもの　9件（H29現在） ・任意指定によるもの　32件（H29現在）	・継続・拡大	・継続・拡大 ・公募　7件 ・施設32件

市民活動団体への委託	・市民提案型委託制度	・継続 0件(H25) 1件(H26) 1件(H27) 2件(H28)	・継続 1件(H22) 1件(H23) 1件(H24)
	・その他NPO・市民活動団体等への委託	27件(H28)	27件(H24)
市民活動団体活動支援	・市民協働まちづくり事業補助金 ・新規団体・人材養成活動支援制度	・継続	・継続
その他	・広報サポーター(市民記者)公募 H20～ ・アダプトプログラム(道路、公園、河川等の清掃・美化活動) ・ベジエール渥美(H26-野菜ソムリエの資格取得者)渥美半島の農産物の魅力を発信する応援隊が発足。学校、保育園などで食育活動、イベントでの農産物PR活動を行っている	・継続 ・継続 ・ <u>新規</u>	・継続 ・継続 —

3. 市民公益活動支援の状況(条例第11条～第13条)

(1) 活動環境の整備(第11条)

項目	内容	H29の状況	H25の状況
公共施設整備	市民公益活動の活動拠点となる公共施設の整備・維持管理を行っています。 ・文化会館、図書館、総合体育館、運動公園、福祉センター、市民館	・継続	・継続
施設利用	・利用料免除(共催:全額 後援:1/2) ・施設利用受付(早期受付)	・継続	・継続
保険制度	市民公益活動の際の事故等に対して保険に、市の負担により加入しています。 ・社会貢献活動災害補償制度	・継続	・継続

(2) 情報の提供 (第12条)

項目	内容	H29の状況	H25の状況
活動に関する情報の発信	・市民活動支援センターHP (H23-) ・市民活動だより発行 (年1回) ・広報たはら (毎月1/2頁) ・市HP (市民協働のページ等) ・SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の活用 ・公共施設へのチラシ等の掲示 ・専用ポータルサイト (どすごいネット)	・継続・ <u>充実</u>	・継続・充実
活動に必要な情報の提供	・先進事例等の紹介 (支援センター) ・各種助成制度の紹介 (広報・HP等)	・継続	・継続

(3) その他の人的支援・財政的支援 (第13条)

項目	内容	H29の状況	H25の状況
職員派遣	・まちづくりアドバイザー制度 (H18-)	・継続	・継続
人材育成	・講座、講演等の開催	・継続	・継続
相談窓口	・市民活動支援センター (H19-)	・継続	・継続
補助金の交付	・市民協働まちづくり事業補助金 (H21-) ・新規団体・人材養成活動支援制度 (H21-) ・市民活動チャレンジ補助金 (H26-) ・その他活動団体への補助金	・継続・ <u>新規</u>	・継続
地域コミュニティ団体の活動に対する補助金の交付	・コミュニティ協働助成金 ・地区自治会協働助成金 ・地域づくり活動推進交付金 ・指定活動奨励金	・継続	・継続
地域コミュニティ団体の施設整備に対する補助金の交付	・地域コミュニティ施設等整備 ・防犯灯施設整備 ・自主防災施設等整備 ・地区集会所等耐震改修	・継続	・継続

《確認事項⑥》 団体間の連携状況等

項目		内容	H 2 9 の状況	H 2 5 の状況
しみんのひろば		参加団体同士の情報交換等コミュニケーションが促進されています。	・継続	・継続
活動情報の提供		地域コミュニティ団体とNPO団体等の連携が進むよう、NPO活動の情報提供をコミュニティ連合会定例理事会等で行っています。SNSにより、団体・公・個人同士の情報交換が促進されています。	・継続・ 充実	・継続
調査研究		田原市地域コミュニティ連合会では、地域活動団体の活性化を含め、様々な地域課題について調査研究を行っています。	・継続	・継続
田原市民活動支援センター		市民協働促進のため平成19年度に田原文化会館内へ設置。市民活動に関する相談受付やアドバイス、団体間の交流促進などを支援しています。(再掲)	・継続	・継続
ボランティアセンター (田原市社会福祉協議会)		愛知県社会福祉協議会の要請に基づき昭和53年に設置。市内ボランティア活動に対する助成と連絡調整を行っています。(再掲)	・継続	・継続
中間支援団体	ボランティア連絡協議会	ボランティアセンターに登録の団体・個人の協議会。社会福祉協議会が事務局機能を担っています。(再掲)	・継続	・継続
	あつまNPOネットワーク	市民活動団体のネットワーク組織。市民主体で運営し、イベント開催や会報発行等を行っています。(再掲)	・継続	・継続
	たはら市民活動応援隊	・市民活動団体を後方支援する団体。 <u>田原市民活動支援センターの業務を受託</u> し、市民活動団体と行政などが連携して市民活動の推進の一躍市を担う。(再掲)	・ 新規	—

	NPO法人たはら 広場	田原市文化会館と田原市中央図書館を拠点とする市民活動支援組織。 教育委員会（図書館）と協働で図書館資料のサステイナブル活用を自主企画運営しています。	・認証・新規 （ H15.10.31 法人承認済）	—
--	----------------	--	--	---

田原市の市民協働まちづくり方針

第4章 6つの指針に関する意見集

[協働会議及び委員ヒアリング（H29.7/24～8/17）による意見]

◇指針その1（市民等の役割の実現）に関する意見

（1）市民の取組のあり方

a 市民公益活動への参加	今回の意見	前回の意見
	・自身に興味を持つ分野には参加するが、興味のない分野に対してはなかなか参加できない。 ・市民は、各個人に余裕がなく活動に参加することが難しい。また、どんな活動が行われているかわからないので参加が広がらないように感じられる。 ・市民活動に真剣みが感じられず、取り組みをする気持ちが少ない人が多いと思われる。 ・役目としてやらなければいけないことは理解できるが、自主的となると積極性に欠ける人が多いように感じられる。 ・イベントや行事に参加・協力する際、地域の人とのふれあいや絆、楽しさがあることで参加者の拡大と継続につながる。	・市民は各個人に余裕がなく、活動へ参加することも難しい。市民の現状と市の求める協働像に差がある。

(2) 市民活動団体の取組のあり方

a 活動PR・信頼性の向上	今回の意見	前回の意見
	・市民が利用している情報供給媒体は様々である。広報や、ホームページ、SNSなどの効果的な情報伝達手段でPRを図る必要がある。 ・市民の必要とする活動を行うことが、信頼性の向上につながる。 ・団体は、定年退職をした人に、退職後の生きがいを創出するために市民活動への参加を呼びかける必要がある。 ・何のために市民公益活動をするのかが理解されていない。 ・市民活動（協働）のPR方法の改善が必要。文字の説明ではわかりにくいので、マンガや動画で説明する。 ・SNSやインターネットを利用し、日常的なツールの拡大を図る。	・ツイッターやフェイスブック等、新しいツールでの情報伝達が効果的であり、現代社会ではこれらを活用してPRを図る必要がある。 ・団体の活動に対する思いが、一般市民にはまだまだ理解されておらず、浸透していない。 ・一般市民に意識を芽生えさせるためには、生活に身近なところでの情報提供、PRが必要である。 ・団体は、これまでに市民活動を経験したことのない人（特に若者）をどう巻き込んでいくか手段を考える必要がある。 ・多くの市民活動団体は高齢化や後継者不足の課題を抱えている。次世代のリーダーを育てるための取組やPRが必要である。

(3) 事業者の取組のあり方

a 事業活動による社会貢献	今回の意見	前回の意見
	・事業者は、事業者間の連携・協力で社会貢献活動を行うことで、地域と事業者が活性化され、その従業員にも達成感の効果が表れる。	・事業者は社会貢献活動を行うことで、自社の社会的認知・PRにつながり、そこから中小企業の存在価値が生まれる。
b 市民公益活動への参加・支援		・PTAや消防団員等の活動参加を推進している。
c 行政活動への参加・協働		・行政のイベントや行事に協力を依頼される場合、事前に説明会や打ち合わせ等を十分に実施してほしい。 ・各事業所在地において、交通安全や寄付等のコミュニティ事業へ協力・参加している。

◇指針その２（行政参加・協働の推進）に関する意見

（１）市民参加・参画のあり方

a 積極的な行政情報の公開	今回の意見	前回の意見
		・行政の情報公開にも、SNS等の新しい情報手段を活用し、受け取りやすい情報伝達を行うとよい。 ・行政の取組にもっと関心をもってもらえるように工夫すべきである。 ・なぜその施策を実施するのか、施策の必要性をPRし、市民に理解してもらうとよい。
b 行政活動への市民参加の拡大	・イベントや行事に参加・協力する際、地域の人とのふれあいや絆、楽しさがあることで参加者の拡大と継続につながる。（再掲）	・個人に余裕がなく、活動へ参加することも難しい。市民の現実と市の求める協働像に差がある。 ・市民活動をやってみたいけれど、どのように始めたらよいかわからない人（退職者や若者等）に参加を働きかけることが必要である。
c 市民公募委員の導入		・一般市民が意見を言いやすい会議の環境づくりが必要。意見を拾う側（行政）の意識づくりを。 ・堅苦しさをなく、一般市民の発言しやすい場があるとよい。
e パブリックコメント制度		
f 市民意見の提案制度		
g 意見交換のための会議開催		
h アンケート調査		

（２）行政活動における協働のあり方

e 様々な協働方式の導入		
--------------	--	--

◇指針３（市民間協働の推進）に関する意見

（１）市民間協働のあり方

a 市民公益活動における連携・協力・援助	今回の意見	前回の意見
	・市民活動団体は、広域で連携し、情報交換や意見交換をおこない、必要な場所に必要な公益活動が行えるようするとよい。	・イベントで団体間の連携が図られてはいるが、まだまだ進んでいない。 ・団体同士の考え方の違いもあり、連携が進んでいるとは言いがたい。理解しあうことは難しいかもしれないので、各団体の足りないところを補完し合う意識をつけるとよいのではないだろうか。 ・一緒に活動すればもっと活発に活動できるような団体があるが、連携できていない。

◇指針その４（市民公益活動の支援）に関する意見

（１）活動環境の整備のあり方

a 施設等の整備・利用改善	今回の意見	前回の意見
		・施設環境の効果的なあり方を追求するより、実態に合ったあり方を検討すべきである。 ・施設利用には、団体のイベントより市のイベントが優先されることがある。市はあらかじめ計画した行事予定にそって早めに施設予約をしてほしい。

（３）人的・財政的支援等のあり方

a 市民公益活動への人的支援	今回の意見	前回の意見
		・事業担当課だけでなく、市役所各課に市民活動を把握してほしい。市役所全体で連携して公益活動の支援をするべき。
b 市民公益活動への財政的支援		・補助金等の制度利用団体は少ない。申請等が煩わしく、自費でやってしまう団体や、制度に縛られることを嫌う団体が多いのではないだろうか。

◇指針その5（地域コミュニティ活動の振興）に関する意見

（１）地域コミュニティ団体の振興のあり方

①市民・市民活動団体・事業者の参加

b 市民活動団体の加入・活動参加	今回の意見	前回の意見
	・コミュニティの役員が数年で交代するので、NPO団体等が連携を持ちかけても継続性に欠ける。 ・コミュニティと市民活動の仕組みの違いを互いに理解しあい、双方の利点と足りないところを評価しあうことが必要である。 ・地域資源を活用して活動する方法を探る必要がある。 ・コミュニティ団体と市民活動団体が新しいルールをつくる必要がある。 ・老人会や子ども会の活動参加が衰退化している。 ・PRに関して、市のHPや行政機関での告知だけでなく、民間事業者と協力、連携して、掲示板等で告知することも良いのではないか。	
c 事業者の加入・活動参加		・校区によっては、近隣企業と盛んに交流・協働している。

②市の機関の支援

c 地域コミュニティ団体の認定制度	
-------------------	--

(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

④関係団体との連携

b 地域の 各種団体 との連携	今回の意見	前回の意見
		・地域コミュニティ連合会では、関係機関とも連携し、自治会加入促進を図っている。

◇指針その6（市民協働まちづくり基金の活用）に関する意見

(1) 基金管理のあり方

b 一般寄付等による積立部分の確保・運用	
----------------------	--

(2) 基金運用益の活用のあり方

a 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当	
----------------------------	--

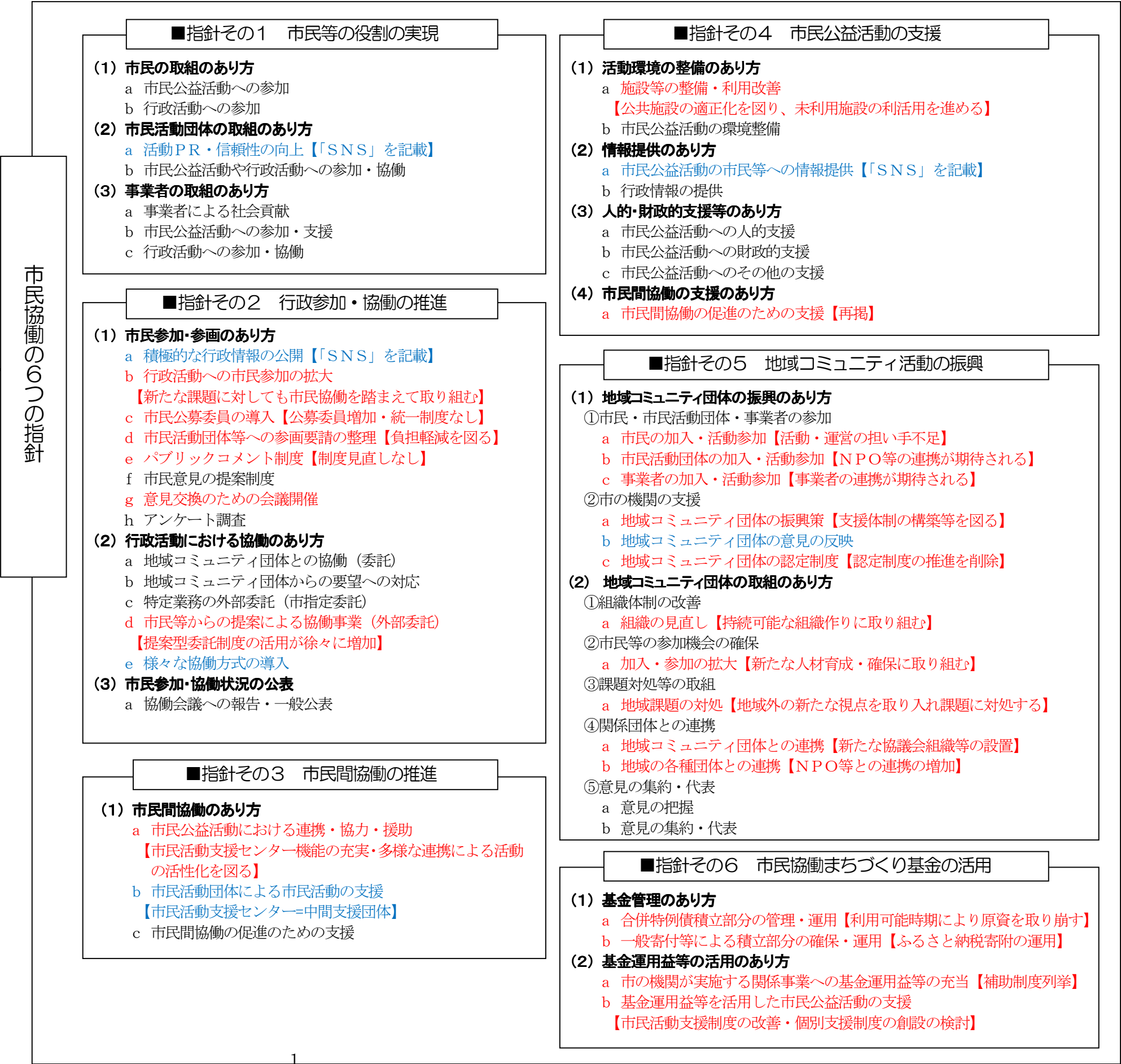
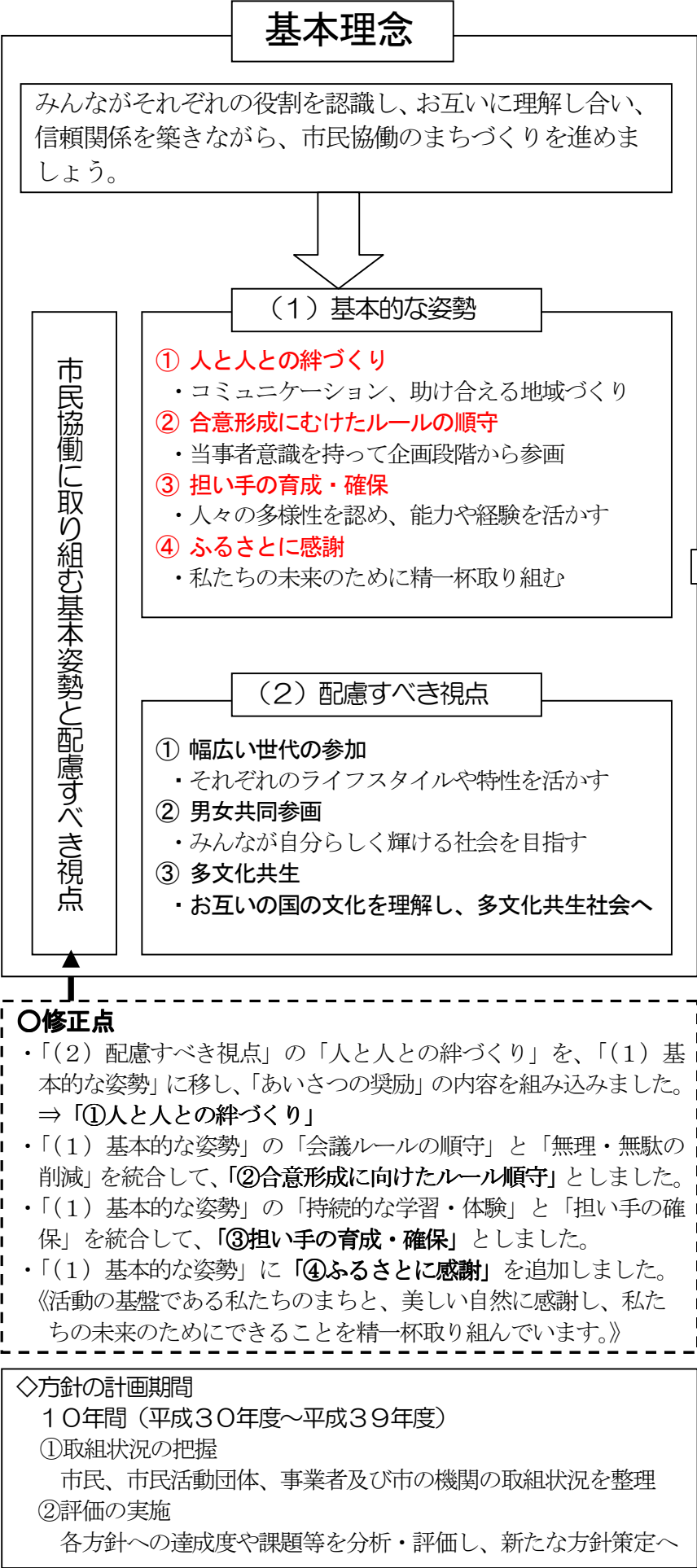
田原市の市民協働まちづくり方針の素案に対する意見への対応

章 ページ	意見	対応
第 1 章 p.2	・日本の人口縮小局面から市民協働が必要とされている時代認識を入れてはどうか。	・第 1 章(1)①「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で「民間との連携や協働が必要とされています。」を追記。
第 1 章 p.2 (第 4 章 p.9)	・市町村によっては公民連携と称して、PFI や PPP といった民間資本を活用して公共施設を整備、運営する例も増えている。公民連携基本計画が別にあるのであれば、整合性のある形で、方針をまとめた方がいい。	・PFI の事例としては、炭生館と給食センターがあります。 ・公民連携基本計画に相当するものはありませんが、個別に指定管理のあり方を検討している。
第 1 章 p.2	・市民と行政が一緒になってまちづくりに取り組むべき分野の一つとして「歩行者にやさしいまちづくり」という視点を入れてはどうか。	・この方針とは別に公募委員制度を利用して、「人にやさしい街づくり推進計画」を策定している。
第 1 章 p.4	・財政的にも自立する NPO はある。 ・クラウドファンディングの活用事例もある。	(2)市民協働のまちづくりの現状と展望①市民活動の現状に「クラウドファンディングの活用や、収益を市に還元する事例も見られる等」を追記。
第 2 章 p.8	・図の右にある「協働基金」が、行政から供給される図になっているが、民間からも資金調達があるのではないかと。 ・市民活動団体の収益をまちに還元する資金循環についてもふれてはどうか。 ・言葉が多く系統の図示がわかりにくい。	・民間からの資金協力も図示した。 ・市民公益活動から下への矢印によって表現されている。 ・条例に定める体制を図示したもので、大きく変えることはできないが、見やすいように修正した。
第 4 章 p.5	・ネット活用についての追加は必要だが、1 人対 1 人でのコミュニケーションの大切さを啓発する記述が必要ではないかと。	・第 3 章(1)「基本的な姿勢」の中に含まれている。

第 3 章 第 4 章 p.5	・ ①地域包括ケア、②遊休不動産（公共、民間問わず）の活用、③歩いて暮らせるまちづくり、を重点領域として掲げるのはどうか。	第 3 章ではなく、第 4 章指針その 2（1） b 行政活動への市民参加の拡大 [今後の取組]に「遊休資産の活用や地域包括ケアシステムの推進など新たな課題に対しても、市民協働を踏まえて取り組みます。」を追記。
	・ 市民協働まちづくりの基盤となる地域資源の調査を、市民参加で進めてはどうか。	
第 4 章 p.6	・ d「参画」と「参加」が混在している。	・ 参画に統一。
第 4 章 p.6	・ e パブリックコメントについて、活用事例など紹介できないか。	・ パブリックコメントへの市の対応はホームページで公開されています。
第 4 章 p.9	・ p.9 の「e 様々な協働方式の導入」における PFI や PPP の評価の記述を充実させてはどうか。	e 様々な協働方式の導入 [現状]に「効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っています。」を追記。
第 4 章 p.20	・ a 地域課題の対処 [今後の取組] 2 番目の項目の「よそ者」という文言に違和感がある。	「よそ者」という文言は削除。内容は変化なし。
第 4 章 p.20	・ キーワードとして「地域経営」等を入れるのはどうか。	・ 「地域経営」は「従来の概念にとらわれず新たな視点」の中に含まれている。
検討資料 p.6 p.11	・ 中間支援団体に「NPO たはら広場」を追加しては。	・ P.6 と p10 に「NPO たはら広場」を追加。

田原市の市民協働まちづくり方針骨子（案）

※修正の色分けついて
赤字…方針についての新しい記載、前回からの削除など
青字…字句修正など軽易なもの



NPO法人たはら広場は…

『田原市図書館を核とする市民活動を助けます。自らも自立して活動します。』

<図書館と共に～自主サポート事業>

リサイクル・ブック・オフィス運営



- ・毎週金・土・日(13:00～18:00)の活動補助
～中央図書館開館と同時に開始～
- ・リサイクル・ブック・オフィス(RBO)の
開店～閉店の店番と会計管理
- ・図書館除籍資料の整頓会
(毎月第4金曜 10:00～12:00)

田原市図書館サポーターズ・おおきなかぶ運営

- ・おおきなかぶボランティア情報の発信と対応 (随時・図書館のイベント補助)
例えば→図書館講演会などの受付、こどもしづのイベントサポート、
→図書館ホームページへ内・おおきなかぶ情報の提供、
→お知らせボードの作成や掲示作業…
- ・おおきなかぶ会議の開催と運営 (毎月・日程通知の上開催／館長室にて)
- ・田原市中央図書館のお誕生日会の開催 (毎年8月2日周辺の土 or 日曜日)

<開館から毎年実行中の図書館の誕生日会>



<9歳・大活字本贈呈>



<10歳・数内正幸原画展>



<14歳・よみっこ大おはなし会>



まちほんブックブック交換会

・シンプルで楽しい
コミュニケーション型ブックイベントの発案と運営

<H25～ ほぼ年4回くらい開催。
開催ごとに内容提案して決定>

本ぴか隊

・こどもしつの絵本や資料を布できれいに拭く

<H26～ 蔵書をみんなピカピカに！
図書館館内整理日の第2金曜日
10:00～12:00 が活動日です>



よみっこ田原

- ・絵本の読み聞かせの為の選書／隔月・月例勉強会
- ・奇数月の最終日曜日（15：00～16：30）、こどもしつおはなしのへや

<H27.6～川越「絵本を楽しむよみっこの会」から始まる…現在も継続中／
（テキストは「絵本論～瀬田貞二著」>
…この活動は現在、田原市童浦児童クラブでの「よみっこ」へと拡大中…

<図書館事業をかぶサポート事業（活動参加中）>

ブックスタート

・田原市から赤ちゃんへ、初めての絵本体験・ブックスタート企画。

<4か月児健診時の赤ちゃんへ、田原市図書館司書とボランティア(公募)が、
赤ちゃんが初めて出会う絵本と本とのお付き合い体験を紹介(毎月)>

元気はいたつ便

・田原市図書館の高齢者福祉施設訪問サービス(H23～)

＜図書館が行なう図書館資料等を使って行なう「元気」の配達プロジェクト。
ボランティア(公募)と共に、回想法やレクリエーションを届ける＞

音訳ボランティア・サニースポット

・田原市図書館録音図書作成 (公募・要講習受講)

＜目の不自由な方、身体的理由で本が読みにくい方に利用してもらう録音図書(CD)蔵書を作成、機材の有効利用を案内する＞

田原市図書館協議会・委員

・図書館をささえる協議会のメンバーとして

＜原則的に年2～3回開催。図書館長・司書さんと造る図書館活動の知恵袋＞

＜さまざまな市民活動を応援します…事例…＞

くぬぎの会

・読み聞かせやおやこリズムで子どもたちの発育に貢献。

＜図書館や地域の子どもが居る場所でのおはなし会、おやこリズム、出張おはなし会・自分たちも学ぶ機会を開催(情報発信は図書館などで！)＞

手づくり布絵本・ハンドの会

・絵本の世界を布の温もりで届けます。(H11～)

＜布絵本や絵本のキャラクターマスコットを作って、図書館・学校図書館へ。
＝時:毎月第3火曜日 10:00～12:00、場所:図書館グループ研究室＝＞



…その他多くの市民活動団体とコラボ事業の実施

<NPO啓発活動>

…田原文化会館・フリースペース（市民活動を行なう起点の場所）を基地にして、社会貢献活動を展開しています。

- ・かわらず実践している事業事例
「毎年の図書館の誕生日会」（図書館と協働開催）
「フェアトレード支援の啓発活動」 など
- ・その他これまでの事例
「ようこそ先輩／地元ではぐぐまれたジャズコンサート」



<「石原由理&ピリカラザリガ二団」と成章高校吹奏楽部（H16.11&H17.9）>

「地球交響曲／環境問題啓発映画上映会」<H17&19>

「図書館で何ができる？／なんとと言ってもYA！金原瑞人氏講演会」<H23.8>



「『シュアスタート』を考える」<H21&22> ↑

…などのアウトリーチ事業（講演会・勉強会等）を開催

- ・図書館ボランティア支援
- ・田原市内外の市民活動支援
- ・NPO啓発活動

特定非営利活動法人たはら広場

NPOたはら広場

平成 29(2017) . 10. 10